

略称	用語の解説
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
施行令	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年 1 月 15 日政令第 8 号）
基準省令	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）
施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年 1 月 29 日国土交通省令第 5 号）
省エネ性能	建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 2 号のエネルギー消費性能
省エネ基準	建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準（適合性判定、届出、基準適合認定・表示に適用される基準）
誘導基準	建築物省エネ法第 35 条第 1 項第 1 号の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（性能向上計画認定・容積率特例に適用される基準）
BEI	設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したもの
省エネ計画	建築物省エネ法第 12 条第 1 項の特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（建築物エネルギー消費性能確保計画）
計画書	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 様式第一
変更計画書	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 様式第二
新築	建築物の存しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいう。
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。
増築	1 つの敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいう。建築物省エネ法では別棟で造る場合は、同一敷地内であっても新築として扱うこととする。

略称	用語の解説
特定建築物	建築物省エネ法第 11 条第 1 項 非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模（300 m ² （※））以上である建築物。 （※高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積）
特定建築行為	建築物省エネ法第 11 条第 1 項 下記①～③いずれかの建築行為をいう。 ① 特定建築物の新築 ② 特定建築物の増改築（非住宅部分の増改築の規模が政令で定める規模（300m ² （※））以上であるものに限る。） ③ 特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上（300m ² （※））であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。） （※高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積）
特定増改築	建築物省エネ法附則第 3 条の特定建築行為に該当する増改築のうち「非住宅に係る増改築部分の床面積の合計」の「増改築後の非住宅に係る延べ面積」に対する割合が一定（1/2）の範囲内である増改築をいう。適合義務・適合性判定の対象外となり、届出の対象となる
登録省エネ判定機関	建築物省エネ法第 15 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
登録省エネ評価機関	建築物省エネ法第 24 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」
所管行政庁等	建築物省エネ法第 2 条の「所管行政庁」又は同法第 15 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
建築主事等	建築基準法第 6 条第 1 項の建築主事又は同法第 77 条の 21 第 1 項の指定確認検査機関
空気調和設備等	建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機）
（省エネ）適合性判定	建築物省エネ法第 12 条第 1 項の規定（建築物省エネ法第 15 条第 2 項の規定において読み替えて適用される場合を含む）による建築物エネルギー消費性能適合性判定
（省エネ）適合判定通知書	建築物省エネ法第 12 条第 3 項の規定（建築物省エネ法第 15 条第 2 項の規定において読み替えて適用される場合を含む）による適合判定通知書
モデル建物法	基準省令*第 1 条第 1 項第 1 号口に定める計算方法（※ 基準省令：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令）
標準入力法	基準省令*第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の入力を行う方法をいう。
WEB プログラム	国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が、公開している「モデル建物法入力支援ツール」及び「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅）」をいう。
プログラムマニュアル	WEB プログラムの入力マニュアルとして、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「モデル建物法入力支援ツール 解説」、「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）解説」をいう。

略称	用語の解説
性能向上計画認定	建築物省エネ法第 35 条に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が誘導基準に適合している旨を所管行政庁が認定するもの。
構造計算適合性判定	建築基準法第6条の3第1項及び建築基準法第18条第4項の規定（建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む）による構造計算適合性判定